

議第3号

安曇野都市計画道路の変更について

令和3年(2021年)9月10日提出
長野県都市計画審議会長

3都第196号
令和3年(2021年)8月27日

長野県都市計画審議会長 様

長野県知事

安曇野都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

安曇野都市計画道路の変更（長野県決定）

都市計画道路に3・6・23号 松本糸魚川連絡道路穂高明科線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の状況	
幹線街路	3・6・23	松本糸魚川連絡道路穂高明科線	安曇野市穂高北穂高	安曇野市豊科光	安曇野市明科中川手	約4,000m		2車線	9.5m		
	内 訳		安曇野市穂高北穂高	安曇野市明科中川手		約2,050m	高上式	2車線	9.5m		
						約1,950m	地表式	2車線	9.5m	中央自動車道長野線と平面交差1箇所	
なお、安曇野市豊科光に出口1箇所、入口1箇所を設ける。											終点方向へ出入り口追加インターチェンジ（安曇野北IC（仮称））

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

本計画路線は、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の一部を担う路線で、本路線の整備は本都市計画区域の活性化及び広域交通網の整備に資するものであることから、本案のとおり都市計画道路網に追加するものである。

安曇野都市計画道路 変更理由書

1 都市計画道路の概要

長野県松本市（旧波田町）を起点とし、中央自動車道長野線を通過し、新潟県糸魚川市の北陸自動車道糸魚川インターチェンジに至る約 100 k m の地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路（計画路線）」のうち、起点側から概ねの位置や規模などの検討を進め、このうち、中央自動車道長野線の安曇野インターチェンジ周辺の渋滞など交通課題が多い豊科～穂高間について、令和 2 年度に事業者である長野県がルート帯を決定している。

安曇野都市計画道路 3・6・23 号松本糸魚川連絡道路穂高明科線は、これを踏まえ計画した路線である。

長野県内の高速交通網ミッシングリンクを迅速・効率的に解消するため、地域高規格道路として平成 10 年 6 月には「計画路線」、長野県側の約 80 k m のうち、安曇野市～大町市の約 15 k m については、平成 11 年 12 月に「調査区間」に指定され、順次ルート帯の検討を行ってきた。

現在、長野県側においては、全区間が未整備となっているが、新潟県側では糸魚川インターチェンジから約 5 k m が新潟県において平成 31 年 3 月に整備区間に指定され、整備を進めている。

本都市計画道路は、長野県の未整備区間である穂高出入口（仮称）から中央自動車道長野線安曇野北インターチェンジ（仮称）の区間にあたる。その役割は、広域交通を担うほか、安曇野地域の骨格を形成し、生活道路としても機能する国道 147 号の機能を分担し、観光・産業等の発展や生活を支援するなど地域の将来を支える重要な路線である。

2 都市の将来像における位置づけ

（1）しあわせ信州創造プラン 2.0（長野県総合五カ年計画）による位置づけ

- ・めざす姿 3 「人をひきつける快適な県づくり」には、本州中央部広域交流圏の形成を実現させるため、ミッシングリンクを解消するため、高規格幹線道路、地域高規格道路の整備を一層進めることとしている。
- ・公共事業の主な整備箇所として、「調査・整備」を目標として、位置づけられている。

（2）長野県新総合交通ビジョンによる位置づけ（平成 25 年 3 月）

- ・将来像 2 「交流の結節点“信州”を快適につなぐ移動環境の形成」には、県内各地を円滑に移動できる交通ネットワーク機能の更なる強化として、県内を移動する際の南北方向の基軸として位置づけられている。
- ・将来像 3 東日本と西日本、太平洋と日本海を結び海外へと広がる「本州中央部広域交流圏」の構築」には、道路による太平洋と日本海とを結ぶ多重的ネットワークの一部として位置づけられている。

(3) 長野県都市計画ビジョン（平成 31 年 3 月）による位置づけ

都市づくりの方針 C 「生活・産業・観光を支える交通体系の構築」に、幹線道路の構想路線は、国土軸の一部を担う圏域間の道路ネットワークを踏まえ、災害時に有効に機能する物資等輸送ルートの確保や観光周遊ルートの強化、交通結節点へのアクセス性の改善など、整備の効果や緊急性等を吟味し、必要な路線については、県民の意見も取り入れながらルートを決し、着実な整備に向けた取り組みを進めていくとしている。

また、既存の幹線道路も含め、広域・根幹的な道路は、広域的なトラフィック機能やリダンダンシーの確保を重視し、沿道系施設の立地等でその機能が著しく阻害される可能性がある場合は、沿道の土地利用の適切な規制・誘導を行うとしている。

また、上記以外にも信州みちビジョン（平成 30 年 3 月）、長野県強靱化計画（第 2 期）（平成 30 年 3 月）、安曇野市都市計画マスタープラン（平成 22 年 11 月）などの関連計画に位置付けられている。

3 都市計画の必要性

地域高規格道路（豊科～穂高）については、長野県が平成 11 年 12 月の「調査区間」の指定後、整備の必要性やルート帯について、地域の意見聴取を行い、ルート帯を決定している。

安曇野都市計画道路 3・6・23 号松本糸魚川連絡道路穂高明科線は、これを踏まえ計画した路線で起点を穂高出入口（仮称）とし終点方向へ出入口を設け、終点を中央自動車道長野線とし、安曇野北インターチェンジ（仮称）として接続施設を設ける。

穂高出入口（仮称）で当該道路に接続する道路は、県道有明大町線ですでに 2 車線（道路幅員約 8 m）で整備されており、広域的な交通を適切に処理できる交通容量を備えている。

安曇野都市計画道路 3・6・23 号松本糸魚川連絡道路穂高明科線が通過する旧穂高町、旧明科町は、平成 17 年 10 月に豊科町、三郷村、堀金村と合併し、広域化した市域の連携を強化するため、当該道路は重要な都市施設の一部として機能する。

また、救急医療の充実や大型車が集中する一般国道 147 号沿線住民の日常生活の安全性の向上、異常気象時などでのリダンダンシーの確保、安曇野湧水群、安曇野穂高温泉郷など県内を代表する観光エリアへのアクセス性の向上など安曇野市の基幹となる重要な都市施設である。

本都市計画道路が通過する地域は、非線引き都市計画区域で用途地域が定められていない地域であるが、高い走行機能と交通処理機能が確保できるよう、沿道からのアクセスを極力制限するとともに、地形上及び農地法や河川法など法規制上で将来的に大きな開発が行われる可能性が低く、土地利用面での調整は少ないと想定されるが、環境面など当該道路の整備にあたっては地域の十分な理解と協力を得る必要があり、道路構造も引き続き地元住民と合意形成を図っていく。

以上を踏まえ、ルートを社会的に明確にすることにより地域全体の土地利用等の調整を図り、地域の総合的な産業・経済の活性化やまちづくりへ寄与することを目的に、公平性・透明性が確保された手続きとして都市計画決定をするものである。

広域的には、松本都市計画区域、安曇野都市計画区域、大町都市計画区域、新潟県糸魚川都市計画区域を連絡し、主要な都市間の交流を促進する。

このため、今後、当該道路の起点側に接続する地域高規格道路松本糸魚川道路の長野県側未整備区間についても、事業者である長野県でルートの具体化がされた場合は、一の都市計画区域を超える広域的な道路であることから、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、一体のものとして都市計画に位置付けることが適当と判断される場合には、順次その区間が都市計画区域外においても都市計画決定を行っていく方針である。

4 位置及び規模

(1) 位置

起点：安曇野市穂高北穂高（穂高出入口（仮称））

終点：安曇野市豊科光（安曇野北インターチェンジ（仮称））で中央自動車道長野線に接続

(2) 規模

<道路規格>

- ・延長：約 4 k m
- ・計画交通量：8,500 台/日（H42 推計）
- ・設計速度：60 km/h
- ・道路種級区分：第 3 種第 2 級

- ・道路の種別：幹線街路
- ・車線数：2車線
- ・幅員： $W=1.5+3.25+3.25+1.5=9.5\text{m}$

<道路構造の基本的な考え方>

他の道路との接続は、原則として専用の出入口を設けた「出入り制限（アクセスコントロール）」構造

(3) 位置の決定期由

当該道路の位置は、一級河川犀川並びに一級河川穂高川を渡河することから、主な道路構造が嵩上げ式（橋梁）となり、走行性及び安全性を確保する観点から直線的な道路線形を基本としつつ、周辺環境への配慮として安曇野市の主要産業であるわさび田や住宅地への影響を回避し、本都市計画道路の位置を決定している。

特に当該道路の起点側付近には、都市施設である安筑汚物処理場（し尿処理場）が安曇野都市計画（安曇野市）及び池田都市計画（池田町、松川村）に、穂高クリーンセンター（ごみ焼却場）が安曇野都市計画に位置付けられているが、このうち、ごみ焼却場については施設老朽化等により、平成30年5月に隣接した区域を新たに追加し、新ごみ処理施設を建設（令和3年3月から稼働）していることから、この施設をコントロールポイントとして位置を決定した。

5 周辺都市施設との調整

今回の都市計画道路の位置の決定は、前項どおりであるが、これにより、本都市計画道路の起点側には、都市施設である安筑汚物処理場（し尿処理場）、穂高クリーンセンター（ごみ焼却場）があり、このうち、安筑汚物処理場の処理棟への影響が生じることになる。

安筑汚物処理場は、昭和52年に都市施設として位置づけ、150k1/日のし尿処理能力を有する施設として昭和54年に竣工・供用開始し、その後、下水道普及により、搬入量が減少し、施設の老朽化もあいまって平成22年には、処理能力規模の縮小を図ってきている。

平成31年度では、安筑汚物処理場への搬入量が当初の約1/4程度（約36k1/日）までに減少し、一部汚泥処理の焼却は隣接するごみ焼却場で分担しており、今後の社会経済情勢の変化を見据えて汚物処理場の施設規模の縮小や近接した犀川安曇野流域処理場などとの連携も考えられるが、今後、検討が行われる道路の詳細構造と整合を図りながら、処理の方策を検討する必要がある。

このため、今回は本都市計画道路の本線部の幅員分の区域のみをまずはこの両施設に重複決定し、のちに道路の詳細が明確になった段階で道路、汚物処理場、ごみ焼却場のそれぞれが機能的、物理的に矛盾しない内容で都市計画決定権者である長野県、安曇野市（池田町、松川村）で区域変更を行うこととし、特に汚物処理場については先の社会経済状況を見据えた施設規模で区域の変更を行うことしたい。

○し尿処理施設（安筑汚物処理場）の概要

- ・決定者 穂高町、豊科町、明科町（現安曇野市）、池田町、松川村
- ・決定告示 昭和52年12月22日
- ・名称 安筑汚物処理場
- ・位置 穂高町大字北穂高1586-1 外14筆
- ・面積 11,288m²
- ・施設規模 処理能力150kl/日
- ・備考 平成21年施設整備工事により、処理能力及び処理方式を変更。
(変更) 処理能力：78 kl/日、処理方式：標準脱窒素処理方式

○ごみ処理施設（安筑ごみ焼却場）の概要

(当初決定)

- ・決定者 穂高町、豊科町、明科町（現安曇野市）
- ・決定告示 昭和52年12月22日
- ・名称 安筑ごみ焼却場
- ・位置 穂高町大字北穂高1394-1 外3筆
- ・面積 約3,000m²
- ・施設規模 処理能力40t/日

(変更決定)

- ・決定者 安曇野市決定
- ・変更告示 平成3年2月25日
- ・名称 安筑ごみ焼却場
- ・位置 穂高町大字北穂高1394-1 外17筆
- ・面積 約15,000m²
- ・施設規模 処理能力150t/日

- ・備 考 安筑じんかい処理施設組合の組織が、平成2年4月1日付けで、旧安筑じんかい処理施設組合（穂高町、豊科町、明科町、生坂村）、旧池田町松川村清掃施設組合（池田町、松川村）、三郷村及び堀金村、更に白板衛生施設組合より脱退した四賀村により設立された。

(変更決定)

- ・決 定 者 安曇野市決定
- ・変更告示 平成30年5月18日
- ・名 称 穂高クリーンセンター（変更）
- ・位 置 長野県安曇野市穂高北穂高1000番地
- ・面 積 約30,200m²
- ・施設規模 処理能力120t/日
- ・変更概要 穂高広域施設組合（安曇野市、池田町、松川村、麻績村、生坂村及び筑北村）による安曇野市穂高のごみ焼却場について、名称、面積、処理能力の変更を行うもの。
- ・備 考 平成30年建設工事に着手し、令和3年3月より運営開始。

安曇野都市計画道路の新旧対照表

(旧)

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における鉄道等 との交差の構造	
幹線街路	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(新)

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における鉄道等 との交差の 状況	
幹線街路	3・6・23	松本糸魚川 連絡道路穂 高明科線	安曇野 市穂高 北穂高	安曇野 市豊科 光	明科中 川手	約 4,000m		2 車線	9.5m		
	内 訳		安曇野 市穂高 北穂高	安曇野 市明科 中川手		約 2,050m	嵩上式	2 車線	9.5m		
						約 1,950m	地表式	2 車線	9.5m	中央自動車道長野線 と平面交差 1 箇所	
<p>なお、安曇野市豊科光に出口 1 箇所、入口 1 箇所を設ける。</p>											<p>終点方向へ出入 り口追加インター チェンジ(安曇 野北 IC (仮称))</p>

都市計画の策定の経緯の概要

安曇野都市計画道路の変更

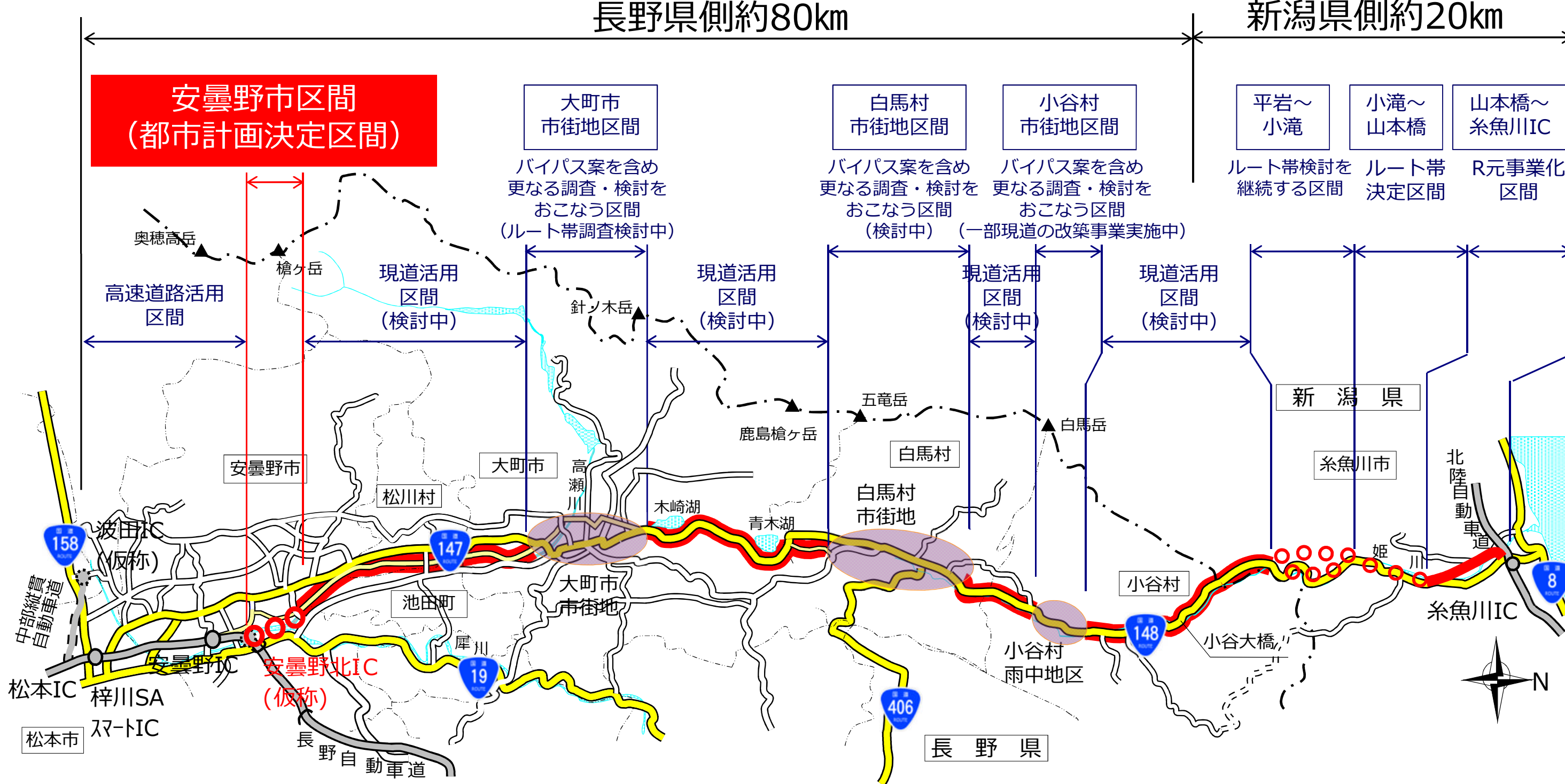
3・6・23号松本糸魚川連絡道路穂高明科線

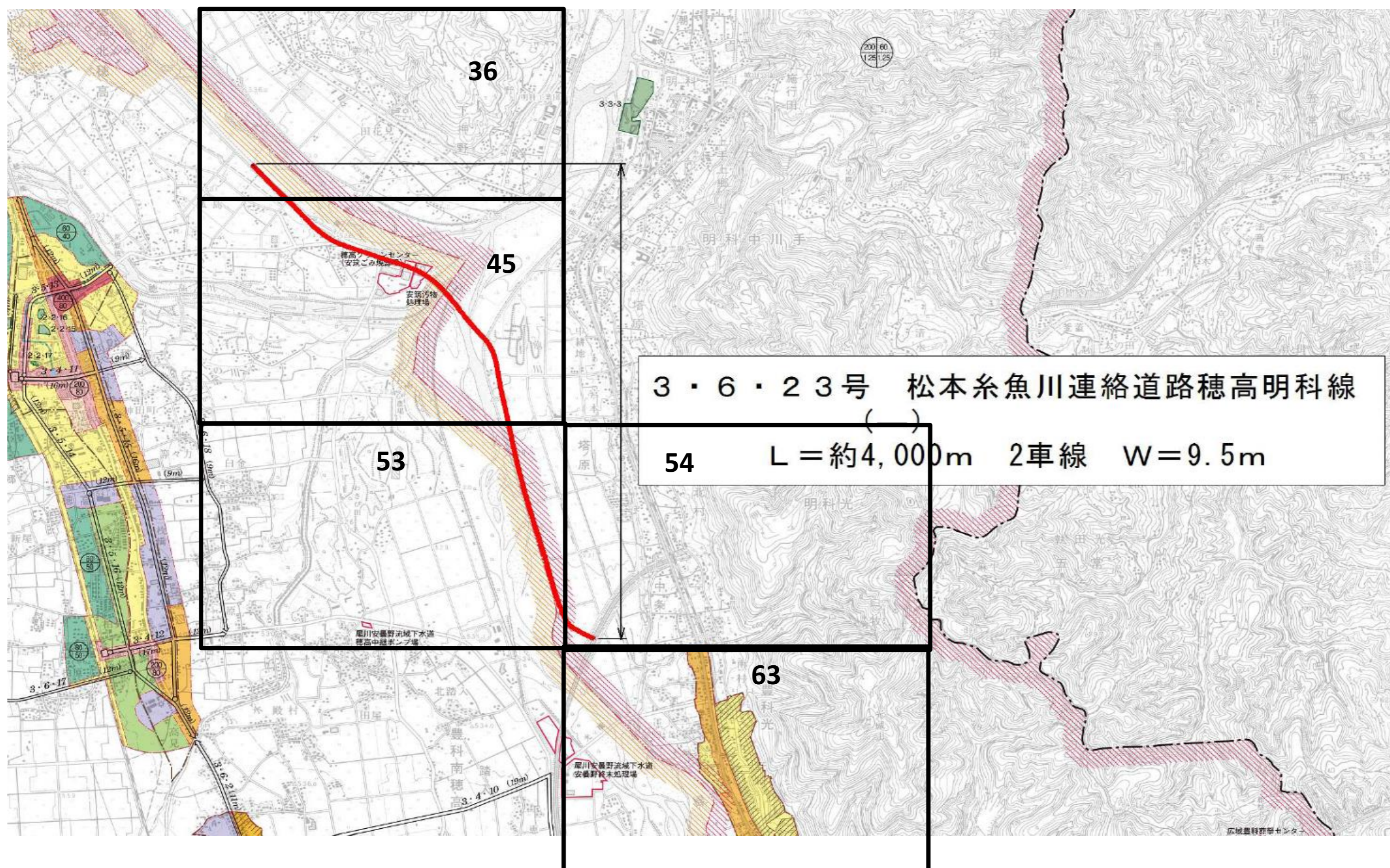
事 項	時 期	備 考
都市計画変更案の申出 (都市計画法第15条の2第1項)	令和 3年 5月28日(金)	
説明会(ルート原案)	令和 3年 6月 1日(火) から 6月 6日(日) まで	安曇野市豊科光区、 明科光区、宮中区、 町区、狐島区、安曇 野市役所
公聴会開催の公告	令和 3年 6月17日(木)	県報、市広報、県ホ ームページ
原案の閲覧	令和 3年 6月18日(金) から 7月 9日(金) まで	
公聴会 (都市計画法第16条第1項)	令和 3年 7月11日(日)	公述人1名
市町村への意見聴取 (都市計画法第18条第1項)	令和 3年 7月26日(月)	
計画案の公告・縦覧 (都市計画法第17条第1項)	令和 3年 7月30日(金) から 8月12日(木) まで	県報、市広報、県ホ ームページ
市町村への意見聴取回答	令和 3年 8月19日(木)	
長野県都市計画審議会 (都市計画法第18条第1項)	令和 3年 9月10日(金)	(以下予定)
決定告示 (都市計画法第20条第1項)	令和 3年 9月下旬	

地域高規格道路 松本系魚川連絡道路の概要

長野県側約80km

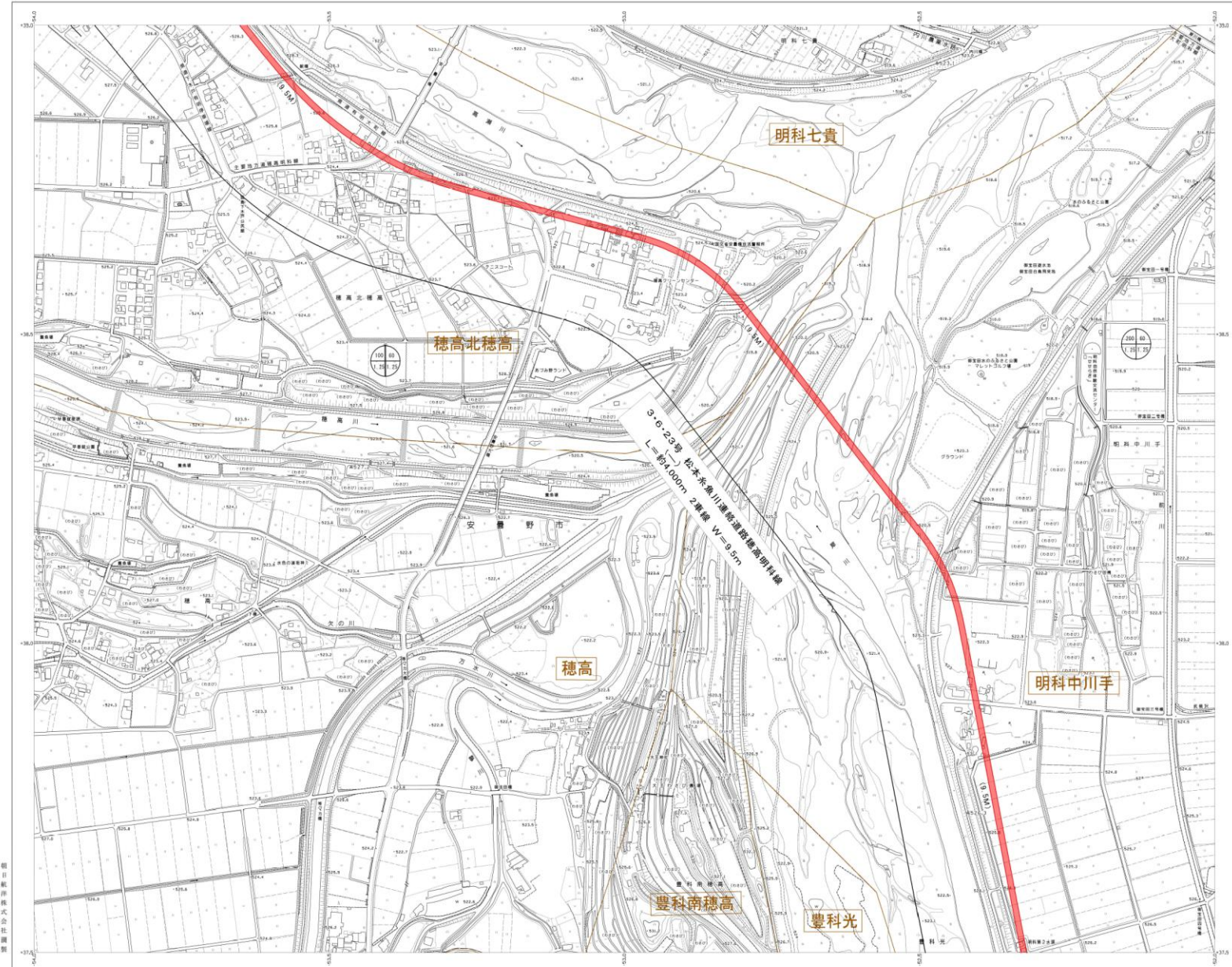
新潟県側約20km





1:2,500
Ⅷ-1C 76-2

安曇野市基本図 No.45



35	36	37
44	45	46
52	53	54

行政区域
長野県
安曇野市



記号

[Symbol]	437.2
[Symbol]	425.62
[Symbol]	442.3
[Symbol]	435.6
[Symbol]	425.73
[Symbol]	12.3
[Symbol]	15.7
[Symbol]	237.23

[Symbol]	100
[Symbol]	200
[Symbol]	300
[Symbol]	400
[Symbol]	500
[Symbol]	600
[Symbol]	700
[Symbol]	800
[Symbol]	900
[Symbol]	1000

凡例	
[Red Line]	決定区間
[Arrow]	起点・終点
[Yellow Line]	大字界
[Yellow Box]	大字名

設計
日航株式会社

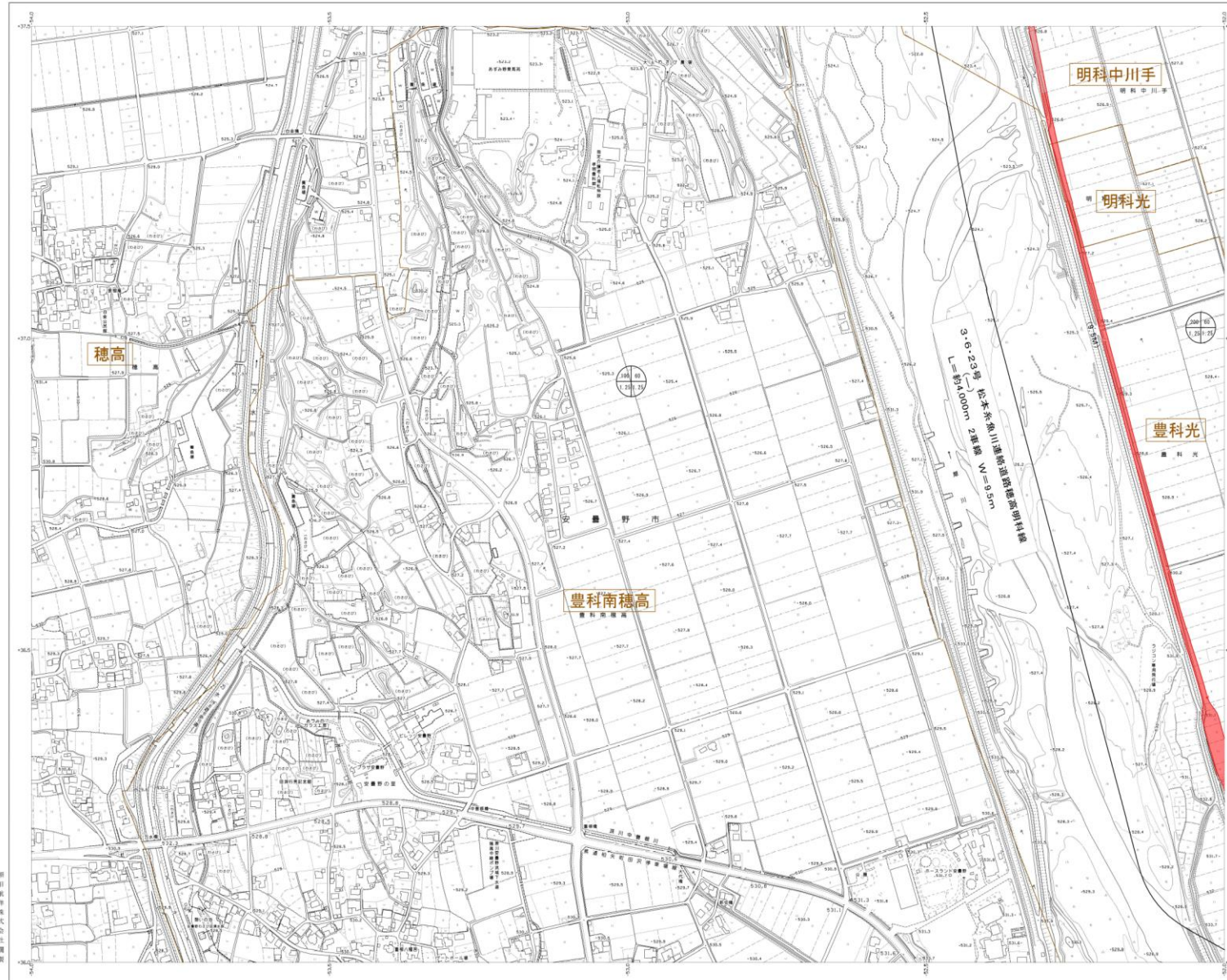
1:2,500
Ⅷ-1C 76-2

安曇野都市計画道路の変更 計画図(3) (長野県決定)
 3・6・23号 松本糸魚川連絡道路穂高明科線

資料3-3-4

安曇野市基本図 No.53

1:2,500
 VII-1C 76-4



44	45	46
52	53	54
61	62	63

行政区域
 長野県
 安曇野市

記号

決定区間	起点・終点	大字界	大字名
------	-------	-----	-----

凡例

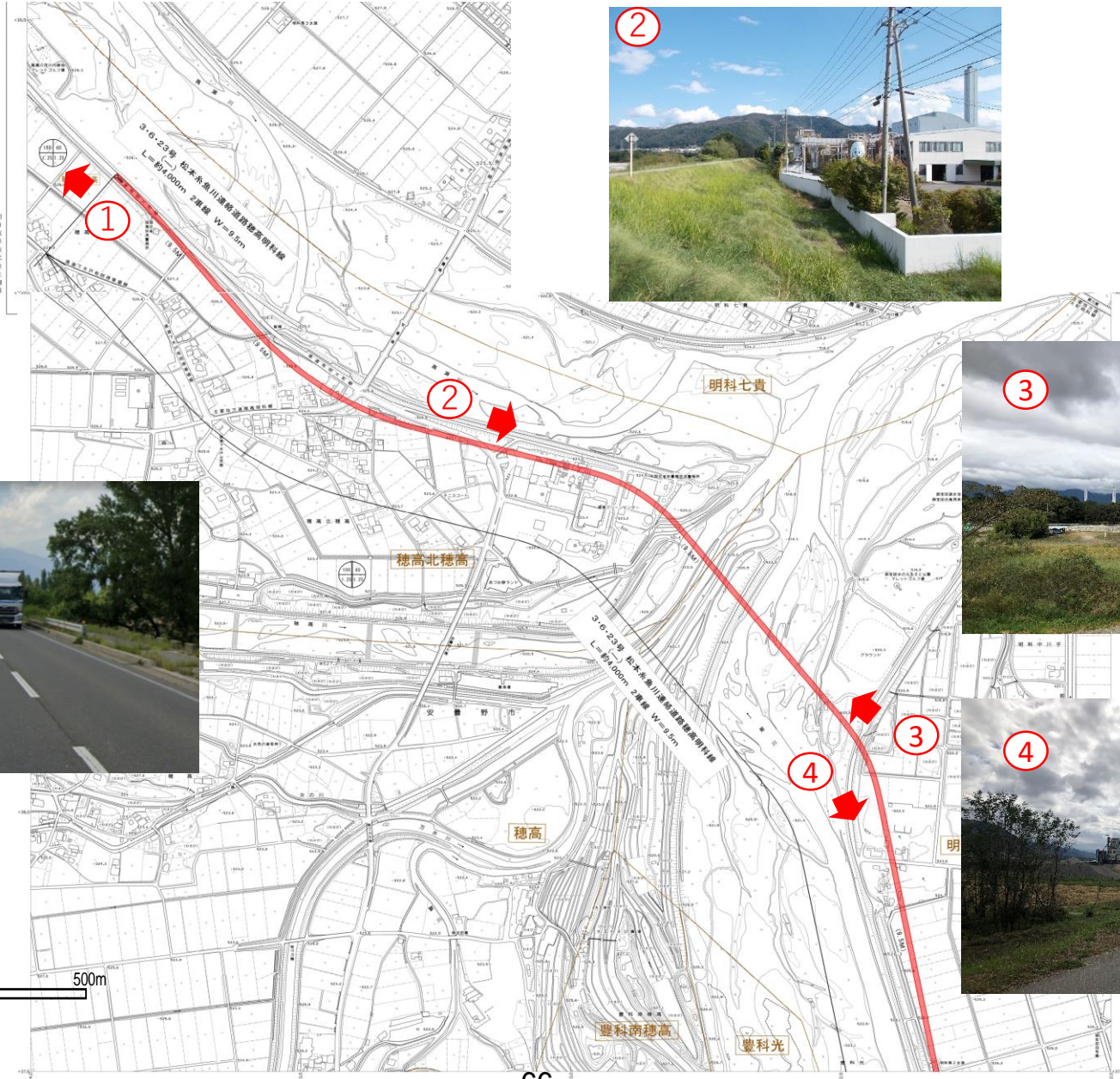
- 決定区間 (Red line)
- 起点・終点 (Circle with arrow)
- 大字界 (Yellow line)
- 大字名 (Yellow box)

1:2,500
 VII-1C 76-4

1:2,500

計画機関 長野県安曇野市
 作成機関 朝日航洋株式会社

計画図1



計画図2



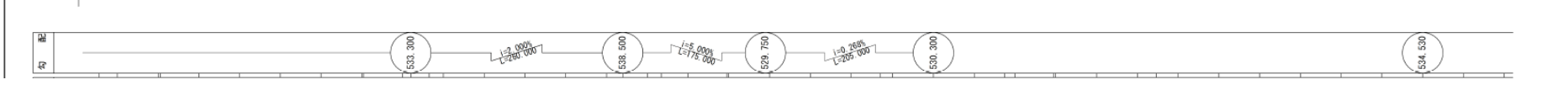
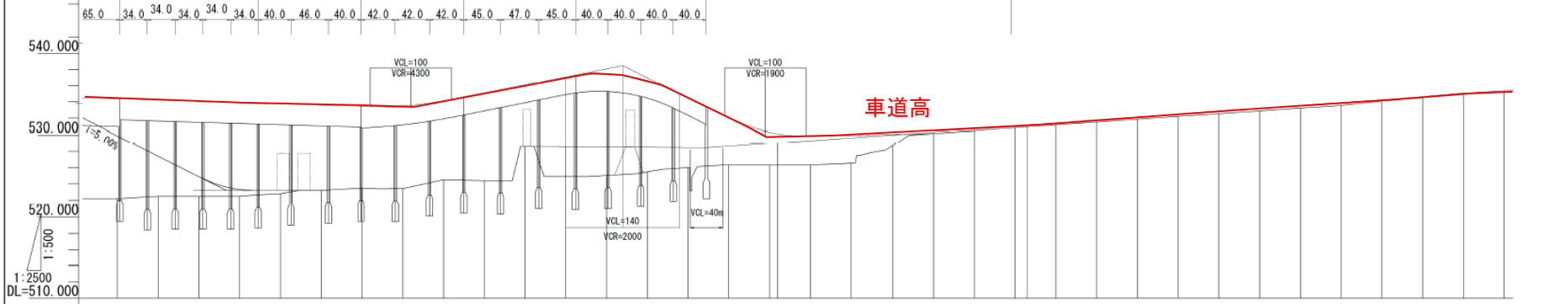
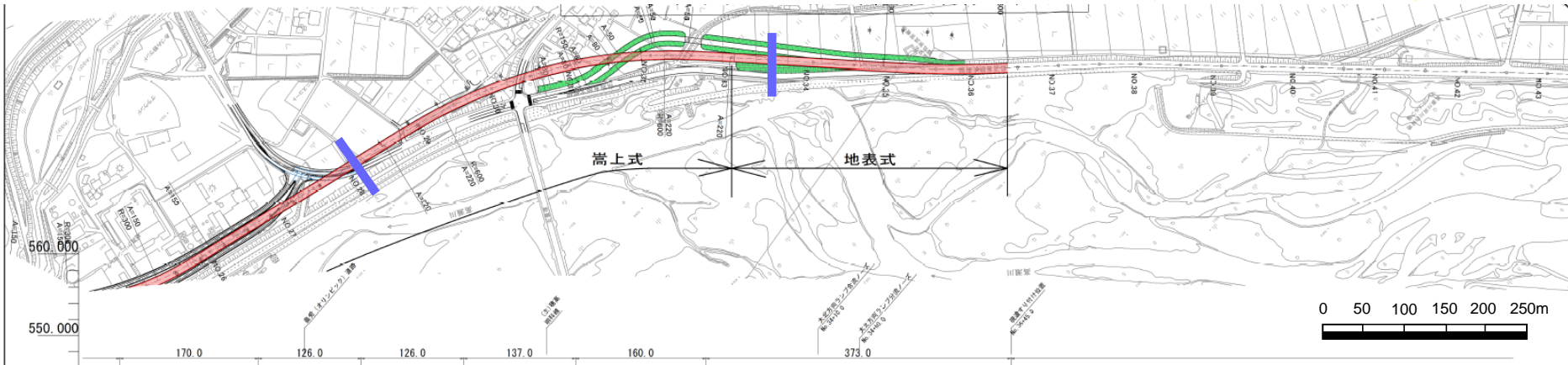
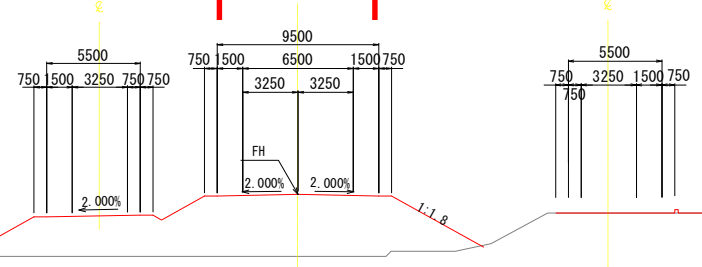
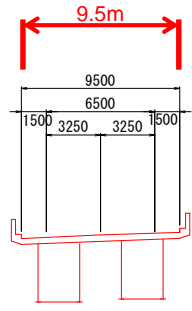
平面縦断図 1

都市計画決定幅

都市計画決定幅

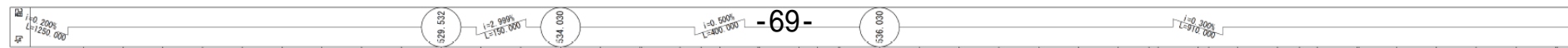
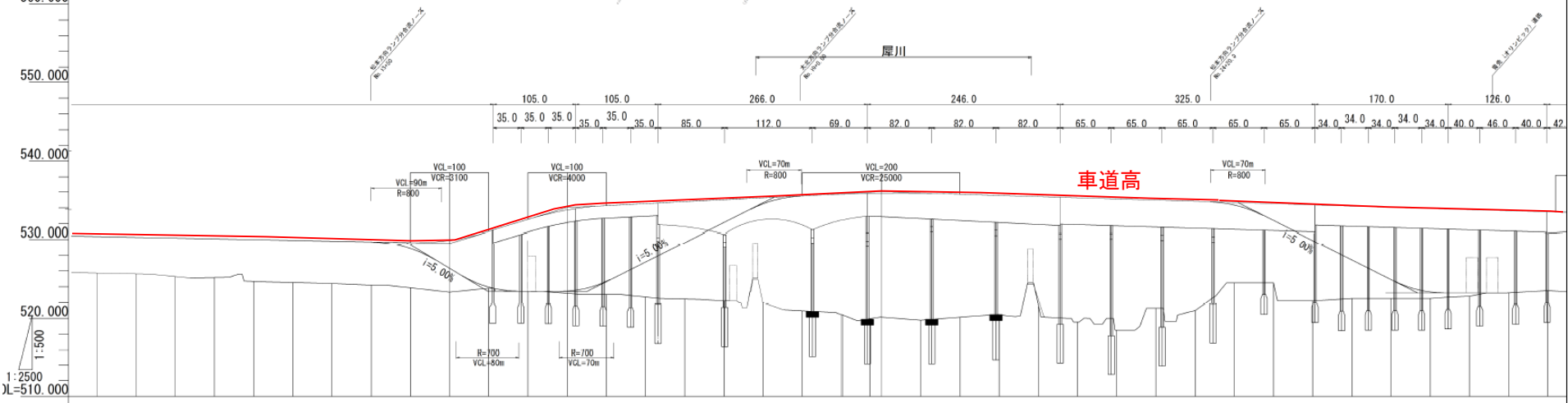
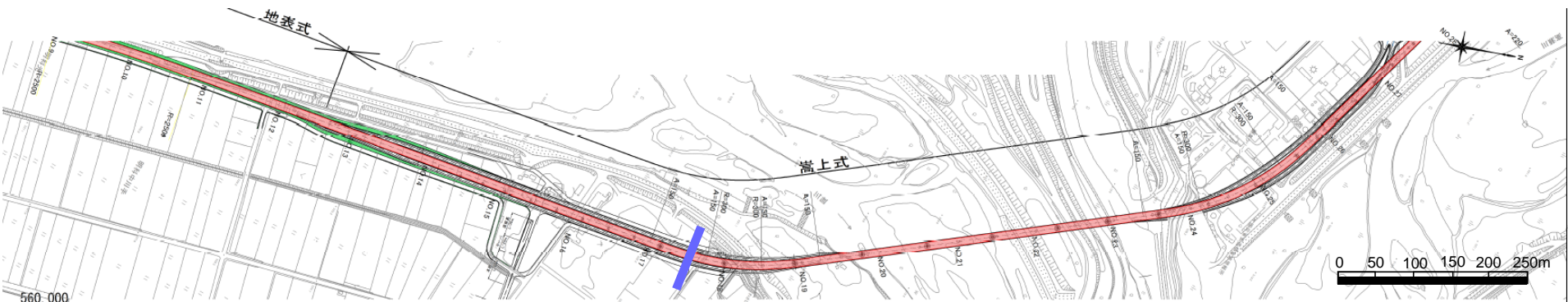
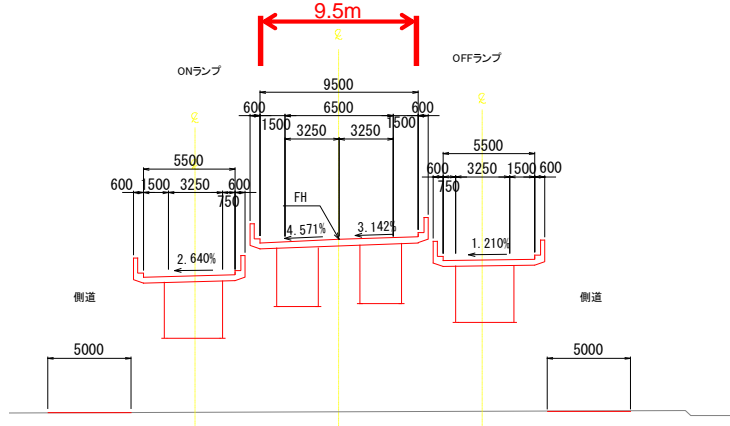
嵩上式

地表式



都市計画決定幅

平面縦断図2



平面縦断図3

